

**公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する
公認心理師となるために必要な科目の開講科目確認書及び
確認申請書の内容に変更があった際の変更届記載マニュアル**

- 本マニュアルについては、各大学からの質問等を踏まえ必要に応じ更新していきます。変更届の提出が必要になった場合は、WEBサイトに掲載している最新のマニュアルを参照してください。本マニュアルについては、「大学等」の内容を中心に記載していますが、「大学院」についても本マニュアルに準じて作成してください。
- 古い様式で提出があった場合、新しい様式での再提出を依頼する場合があります。提出時は、WEBサイトに掲示している最新様式を使用してください。
- 本マニュアルの「通知」とは、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（29文科初第879号・障発0915第8号、平成29年9月15日）のことです。

**令和3年9月28日
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 公認心理師制度推進室**

目次

1. 提出書類一覧	1
2. 変更箇所とその必要書類について	2
3. 提出書類届出に関するチェックシート	3
【提出書類】	
4. 鑑文	4
5. 変更箇所の概要	6
6. 確認申請書（変更届）	8
6-1 確認申請書（変更届）記載例	10
7. 教員に関する書類	
7-1 教員調書	12
7-2 教員調書（記載例）	13
8. 実習施設に関する書類	
8-1 実習指導者調書	14
8-2 実習指導者調書（記載例）	15
8-3 実習施設承諾書	16
8-4 実習施設承諾書（記載例）	17
9. 実習演習計画	
9-1 実習演習計画提出前チェックリスト	18
9-2 実習演習計画（記載例）	19
10. Q&A	28
11. 連絡先	29

1. 提出書類一覧

確認申請書（変更届） 提出書類イメージ

- 提出書類の記載方法が、本マニュアルと異なる場合、修正を依頼する場合があること、また確認作業の過程で本マニュアルに記載していない追加の書類を求める場合があることに留意してください。なお、提出については電子メール（koninshinrishi@mhlw.go.jp）での提出としますが、従前どおり紙媒体での提出でも構いません。
- 以下には全ての書類を記載していますが、**変更がないものは提出不要です**。変更する部分について必要な書類のみを提出してください。



2. 変更箇所とその必要書類について

- 変更箇所にかかわらず必ず提出する書類は、以下のとおり。
- ① 鑑文
 - ② 変更箇所の概要
 - ③ 開講科目確認書（変更届）若しくは確認申請書（変更届）
- 上記以外の提出書類については、下記の変更箇所に応じて、届出が必要な書類を提出すること。
- ※既存の資料を変更する場合は、変更箇所に下線を引くこと。**

変更箇所	届出が必要な書類
開講科目確認書に係る内容（変更後の開講科目確認書の提出は必須）	
○開講科目名 （心理演習、心理実習及び心理実践演習を除く）	○変更後の開講科目確認書のみ
確認申請書に係る内容（変更後の確認申請書の提出は必須）	
1. 設置者 2. 大学等の名称（学部・学科等含む） 3. 大学等の本部の住所	○教員調書 （「2. 大学等の名称の変更」の場合）
4. 実習演習科目の名称及び開講（予定）年月日	○教員調書（教員の追加がある場合） ○実習演習計画
5. 実習演習科目の受け入れ可能人数（科目ごとに記載）及び学科等の定員	○教員調書（教員の追加がある場合） ○実習演習計画
6. 実習演習担当教員の員数（科目ごとに記載）	○教員調書（教員の追加がある場合） ○実習演習計画（教員について記述がある場合）
7. 実習演習担当教員	○教員調書 （教員の追加及び氏名の変更がある場合） ○実習演習計画（教員について記述がある場合）
8. 実習施設	○実習指導者調書（指導者の追加及び氏名の変更、施設の名称変更がある場合） ○実習施設承諾書（施設の追加、施設の名称・所在地・代表者に変更がある場合） ○実習演習計画
実習演習計画に係る内容（変更後の実習演習計画の提出は必須）	
○実習演習計画 下記は例 <ul style="list-style-type: none"> ・心理実習及び心理実践実習の実習指導者が同時に指導を行う学生数の変更 ・実習演習科目の教育内容の変更 ・実習施設における実習担当教員による巡回指導の取扱いの変更 ・心理実習及び心理実践実習の実習時間数、分野の取扱い、医療機関での実習、担当ケースの変更 等 	○変更後の実習演習計画のみ ※新型コロナウイルス感染症対策に係る一時的・特例の対応である場合については、そのことを明記すること。

※変更箇所が複数の場合には、それぞれの箇所に記載されている書類を全て提出してください。（ただし、重複しているものは除く。）

3. 提出書類届出に関するチェックシート

チェックリスト

- 提出書類
- ①鑑文
 - ②変更箇所の概要
 - ③開講科目確認書（変更届）若しくは確認申請書（変更届）
 - ④教員調書
 - ⑤実習指導者調書
 - ⑥実習施設等承諾書
 - ⑦実習演習計画

★依頼事項

変更届については、提出された後、記載された内容が法令等に則ったものか確認しています。その確認作業の簡素化のために以下の点についてご協力をお願いします。

（電子メールでの提出）

提出先：koninshinrishi@mhlw.go.jp

○**電子メールで提出する際には、PDF ファイルに変換し一つのファイルに結合したのち提出してください。**

○PDF のファイル容量が 10MB を超える場合については、複数のファイルに分割し提出してください。（その際、各ファイル名に「01_、02_…」等連番を付してください。）

○PDF にパスワードを付す場合については、ZIP ファイルではなく、PDF ファイル自体にパスワードを設定するようにしてください。

○電子メールで提出があった場合については、おおむね一週間を目安に受信確認の連絡をしています。連絡がない場合については、受信がうまくできていない可能性がありますので、電話での確認をお願いします。

○メールの件名、ファイル名については以下のとおりとしてください。

件名 :【変更届提出】公認心理師となるために必要な科目（大学名）

ファイル名 :01_【変更届】公認心理師となるために必要な科目（大学名）

※ ファイルが複数になる場合は、「01_、02_…」等の連番を付してください。

（書類での提出）

○フラットファイル等に**綴る必要はありません。**

○提出は1部（厚生労働省と文部科学省分あわせて1部）としてください。正本・副本など2部提出いただく必要はありません。

○ホチキス留めはしないでください。目次や仕切り紙も不要です。

（共通）

○記載事項の確認などの連絡を行う場合がありますので、担当者氏名、電話番号、E-mail アドレスを提出時にお知らせください。

4. 鑑文

【様式例】

文 書 番 号
令和 年 月 日

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 専 門 教 育 課 長

殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

申 請 者

確認申請書（変更届）

標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）に基づき申請した内容について変更を届け出ます。

【記載例】

兩名あて。

厚生労働大第〇番
令和3年10月1日

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 専 門 教 育 課 長
殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

変更後1か月以内
の日付か。

厚生労働大学長

○ ○ ○ ○

確認申請書（変更届）

公印は不要。

標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）に基づき申請した内容について変更を届け出ます。

（よくある質問）

Q 変更届の提出について、通知に「開講科目確認書の内容に変更があったとき、又は実習演習科目について国の確認を受けた場合であって、確認申請書の内容に変更があったときは、当該変更を行った日から1か月以内に変更届」とありますが具体的にはいつから数えて1か月以内でしょうか。

A 変更の内容が学内で確定してから1か月以内に提出してください。早い段階で確定していれば準備でき次第提出いただいても構いません。ただし複数の変更がある場合は、まとめて提出するようお願いいたします。

5. 変更箇所の概要

【様式例】

○変更箇所の概要

確認申請書（変更届）

変更、削除、追加	該当箇所

旧

新

	→	
	→	
	→	

教員調書

変更、削除、追加	教員調書頁番号

	→	
	→	

実習指導者調書

変更、削除、追加	実習指導者調書頁番号

	→	
	→	

実習施設承諾書

変更、削除、追加	実習施設名称	施設名称変更等

	→	
	→	
	→	

実習演習計画

変更、削除、追加	該当箇所

	→	
	→	

提出書類一覧

- _____
- _____
- _____

【記載例】

○変更箇所の概要

オレンジ色は「変更、削除、追加」、青色は自由記述です。

確認申請書（変更届）

変更	学科名
削除	実習施設
追加	実習施設

旧	臨床心理学科	→	新	心理学科
	〇〇病院	→		- 削除
	-	→		〇〇診療所

教員調書

削除	教員調書頁番号 p.5
追加	教員調書頁番号 p.5

〇〇 〇〇	→	-
-	→	〇〇 〇〇

実習指導者調書

実習指導者が変更になったときは「変更」、削除のときは「削除」、追加のときは「追加」と記載。

変更	実習指導者調書頁番号 p.3
削除	実習指導者調書頁番号 p.5
追加	実習指導者調書頁番号 p.6

厚生 太郎	→	文部 次郎
労働 三郎	→	- 削除
-	→	科学 四郎

実習施設承諾書

オレンジ色は「施設名称変更、設置者変更、所在地変更」

変更	〇〇病院	施設名称変更
削除	〇〇診療所	-
追加	〇〇病院	-

〇〇病院	→	△△病院
〇〇診療所	→	- 削除
-	→	〇〇病院

実習演習計画

変更	実習時間
削除	〇〇病院での実習
追加	〇〇診療所での実習

85 時間	→	95 時間
第 2 回〇〇病院実習	→	- 削除
-	→	第 5 回〇〇診療所実習

提出書類一覧

- ・ 鏡文
- ・ 変更箇所の概要 ……（以下略。提出時は全て記載すること）

6 確認申請書（変更届）

確認申請書（大学等）（変更届）

1. 設置者	※変更箇所の下線を引いてください。				
2. 大学等の名称 (学部・学科等含む)	科目名は通知に沿っているか確認				
3. 大学等の本部の 住所					
4. 実習演習科目の 名称及び開講（予定） 年月日	科目名	開講（予定）年月日			
	実習演習担当教員が（学部）学生 15人につき一人 （大学院）学生 5人につき一人必要				
5. 実習演習科目の 受入可能人数（科目 ごとに記載）及び 学科等の定員	心理演習の受入可能人数				人
	心理実習の受入可能人数	受入可能人数が学科等の定員より少ない場合、説明が必要。			人
	学科等の定員				人
	※科目の受入可能人数が学科等の定員より少ない場合は、学生への周知方法及びその時期を記載				
6. 実習演習担当教員 の員数（科目ごとに 記載）	心理演習	「実習演習科目」のみ記載			人
	心理実習				人
7. 実習演習担当教員	氏名	担当科目名 (4のうち担当する科目名のみ記載)		教員調書頁番号	
	各大学等で管理しやすい番号を設定。 欠番が発生しても構いません。				
	1行に1名記載。				
	実習指導者調書、実習施設承諾書との整合性を確認				
8. 実習施設	名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号
	分野については、①～⑤を記入。（注参照） 所在地については、実習施設承諾書と同様に記載してください。 「心理実習」について医療機関での実習が必須である点に留意。				
	施設ごとに枝番にすることを推奨。 1-1、1-2				
9. 本件に関する 照会先	担当部署名				
	住所	〒			
	電話番号				

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加すること。

(注2) 「8. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「名称」欄に記載した施設が、

- ・保健医療分野に該当する場合は①
- ・福祉分野に該当する場合は②
- ・教育分野に該当する場合は③
- ・司法・犯罪分野に該当する場合は④
- ・産業・労働分野に該当する場合は⑤

をそれぞれ記載すること。

なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習についても記載することとし、その場合は、「分野」欄は空欄とすること。

(注3) 第2の2(1)の規定により、実習担当教員が実習指導を行う場合、実習指導者調書は不要であること。

添付書類

- 1 教員調書
- 2 実習指導者調書
- 3 実習施設承諾書
- 4 実習演習計画（特に第2の2(1)ア及び3(1)、4(1)及び(7)の内容がわかるものとする）

(※) 書類はすべてA4版・片面・白黒印刷で提出すること。

(注1) 以降の記載については提出時
削除してください。

電子メールでの提出可。

koninshinrishi@mhlw.go.jp

通知抜粋

第2 国の確認に当たっての留意事項

2 実習指導者に関する事項

(1) 施行規則第3条第4項に規定する実習指導者（以下「実習指導者」という。）の員数については、次に掲げるとおりとすること。なお、心理実習については、実習指導者が当該心理実習中に実習生を指導することが困難な場合は、実習演習担当教員のうち、心理実習及び心理実践実習を担当する教員（以下「実習担当教員」という。）が実習施設において実習生に指導を行うこととすることも可能とする。

ア **心理実習 同時に指導を行う学生15人につき一人**

イ **心理実践実習 同時に指導を行う学生5人につき一人**

3 教育に関する事項

(1) 実習演習科目の教育内容については、**別表1の「大学における必要な科目名」欄及び別表2の「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているべきこと。**

4 実習に関する事項

(1) 施行規則第3条第3項に規定する実習施設は、実習担当教員による巡回指導が可能な範囲で選定し、**巡回指導は、実習期間中、概ね週1回以上定期的に行うこと。**

(7) 心理実習及び心理実践実習の開講に当たっては、以下の事項に留意すること。

ア 心理実習

心理実習の時間は、**80時間以上**とすること。

その際、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受けるべきこと。ただし、当分の間、**医療機関（病院又は診療所。以下同じ。）での実習を必須**とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えないこと。

イ 心理実践実習

心理実践実習の時間は、**450時間以上**とすること。

また、実習において**担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は計270時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上）**とするべきこと。

その際、主要5分野のうち3分野以上の施設において、実習を実施することが望ましい。ただし、**医療機関における実習は必須**とするべきこと。なお、**医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習を実施しても差し支えない。**

なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習は、心理実践実習の時間に含めて差し支えないが、主要5分野のいずれにも含まれないこと。

6-1 確認申請書（変更届）記載例

確認申請書（大学等）（変更届）
（記載例：教員、実習施設の追加の場合）

1. 設置者	学校法人 ○○学園		
2. 大学等の名称 （学部・学科等含む）	○○大学心理学部心理学科公認心理師コース		
3. 大学等の本部の住所	東京都千代田区霞が関1-2-2 （学科が置かれるキャンパス：東京都港区○○1-1-1）		
4. 実習演習科目の名称及び開講（予定）年月日	科目名	開講（予定）年月日	
	心理演習Ⅰ（心理演習）	平成31年4月1日	
	心理演習Ⅱ（心理演習）	令和2年4月1日	
	心理実習	令和2年4月1日	
<div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;"> 最初の開講年月日のままとし、変更しないでください。 </div>			
5. 実習演習科目の受入可能人数（科目ごとに記載）及び学科等の定員	心理演習の受入可能人数	<u>30</u> 人	
	心理実習の受入可能人数	<u>30</u> 人	
	学科等の定員 心理学科：40人 公認心理師コース：30人		
※科目の受入可能人数が学科等の定員より少ない場合は、学生への周知方法及びその時期を記載 各年度の4月に実施する全学年の心理学科に在籍する学生に向けたガイダンスにおいて周知する。実習演習科目について、受講希望者が定員を上回った場合については、GPA、面談、進路希望により選考を行う。選考の基準等は学生に対し、説明し透明性を担保している。			
6. 実習演習担当教員の員数（科目ごとに記載）	心理演習	<u>3</u> 人	
	心理実習	<u>3</u> 人	
7. 実習演習担当教員	氏名	担当科目名 （4のうち担当する科目名のみ記載）	教員調書頁番号
	○○ ○○	心理演習Ⅰ、心理演習Ⅱ、心理実習	1
	○○ ○○	心理演習Ⅰ、心理演習Ⅱ、心理実習	2
	○○ ○○	心理演習Ⅰ、心理演習Ⅱ、心理実習	<u>3</u>

8. 実習施設	名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号
	医療法人 厚労会 こころう病院 (医療機関)	①	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	田中 太郎 山本 花子	1-1 1-2
	〇〇法人 〇〇 児童福祉施設〇〇	②	東京都〇〇区〇〇1-1-1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	2-1 2-2
	学校法人〇〇学園 〇〇中学校	③	東京都〇〇区〇〇1-1-1	〇〇 〇〇	3
	〇〇学園 (少年院)	④	東京都〇〇区〇〇1-1-1	(実習担当教員)	なし
	〇〇株式会社 カウンセリング センター	⑤	東京都〇〇区〇〇1-1-1	〇〇 〇〇	5
	〇〇大学附属心理相 談センター (学内相談室)		東京都港区〇〇1-1-1	(実習担当教員)	なし
9. 本件に関する 照会先	担当部署名	〇〇大学〇〇課〇〇係			
	住所	〒000-0000 東京都〇〇区〇〇1-1-1			
	電話番号	03-0000-0000 E-mail: aaa@aaa.ac.jp			

電子メールでの連絡を行う
場合もありますのであわせて
記載してください。

7. 教員に関する書類

7-1 教員調書

教員調書

大学等の名称		確認申請書との整合性を確認。	
氏名		性別	男 女
生年月日		和暦で記載。	
教員 資格 要件 に係る	公認心理師実習演習担当教員講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了
	大学等・職階	心理に関する教育内容 (心理分野の教育に係る実習又は演習のみ)	年 月～ 年 月 (従事した期間 年 か月)
	職階を必ず記入。 (教授、准教授、講師、 助教)	心理分野の教育に係る実 習又は演習のみ、記載と し、それ以外は記載しな いで下さい。	和暦で記載し、現在も継 続しているものについ ては、どの時点で記載し ているのかわかるよう にして下さい。重複する 期間はダブルカウント できないのでその点に 留意。
	従事した期間の合計		

(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。

(注2) 教員ごとに作成すること。

(注3) 実習演習担当教員は次のいずれかに該当する者であること。

- ① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者
- ② 大学（大学院及び短期大学を含む。）の教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者
- ③ 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者

(注4) (注3)のうち①に該当する者は、公認心理師実習演習担当教員講習会の修了書の写し及び公認心理師登録証の写しを添付すること。

注については、提出時削除してください。

7. 教員に関する書類

7-2 教員調書（記載例）

教員調書

必ず「○」をつける。
※現任者講習ではないので注意

教員調書頁番号：1

大学等の名称		○○大学	
氏名	○○ ○○	性別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
生年月日	昭和○○年○月○日		
公認心理師実習演習担当教員講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了	
教員資格要件に係る教育歴	大学等・職階	心理に関する教育内容 (心理分野の教育に係る実習又は演習のみ)	年 月～ 年 月 (従事した期間 年 か月)
	○○大学心理学部心理学科・准教授	○○心理実習Ⅰ（心理分野の教育に係る実習科目を担当）	平成27年4月～平成30年3月 (3年)
	○○大学心理学部心理学科・教授	○○心理実習Ⅱ（心理分野の教育に係る実習科目を担当）	平成30年4月～平成31年3月 (1年)
	○○大学心理学部心理学科・教授	○○心理演習（心理分野の教育に係る演習科目を担当）	平成30年4月～現在に至る（令和3年9月現在）（3年6か月）
	従事した期間の合計		6年6か月

申請大学での該当する教育歴を記載してください。記載がない場合、着任状況をお伺いします。

心理分野の教育に係る実習又は演習であることがわかるように記入してください。

(注3)②であれば3年以上かを要確認。重複する期間は計上しないでください。

従事した期間の年月の計算は、例えば平成27年4月1日～平成28年3月1日の場合は、

平成28年3月の従事期間は数えず、2月末までで計算し、11か月とする。

平成27年4月1日～平成28年3月31日の場合は、平成28年3月の従事期間は数え、1年とする。

8. 実習施設に関する書類

8-1 実習指導者調書

実習指導者調書

実習施設の名称		確認申請書、実習施設承諾書と記載を揃えてください。	
氏名		性別	男 女
生年月日		和暦で記載。	
実習指導者資格要件に係る職歴	公認心理師実習指導者講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了
	勤務先・職名	心理に関する業務内容 (心理に係る内容を明確かつ具体的に記載)	年 月～ 年 月 (従事した期間年 か月)
	職名を必ず記入。	心理に関する業務内容のみ記載し、それ以外は記載しないで下さい。	和暦で記載し、現在も継続しているものについてはどの時点で記載しているのかわかるようにして下さい。重複する期間はダブルカウントできないのでその点に留意してください。
	従事した期間の合計		

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加すること。

(注2) 実習指導者ごとに作成すること。

(注3) 実習指導者は次のいずれかに該当する者であること。

- ① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者
- ② 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者

(注4) (注3)のうち①に該当する者は、公認心理師実習指導者講習会の修了書の写し及び公認心理師登録証の写しを添付すること。

注については、提出時削除してください。

8. 実習施設に関する書類
8-2 実習指導者調書（記載例）

実習指導者調書

実習指導者調書頁番号：1 - 1

必ず「○」をつける。
※現任者講習ではないので注意

実習施設の名称	〇〇法人〇〇病院		
氏名	〇〇 〇〇	性別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
生年月日	昭和 00 年 00 月 00 日		
実習指導者資格要件	公認心理師実習指導者講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） <input type="radio"/> 未修了 <input checked="" type="radio"/>
	勤務先・職名	心理に関する業務内容 (心理に係る内容を明確かつ具体的に記載)	年 月～ 年 月 (従事した期間年 か月)
	〇〇法人〇〇 〇〇診療所・臨床心理士	患者への心理面接、心理検査	平成 27 年 4 月～令和 3 年 3 月 (6 年)
	〇〇法人〇〇 〇〇病院神経精神科・公認心理師、臨床心理士	患者への心理面接、心理検査	令和 2 年 4 月～現在に至る (令和 3 年 9 月現在 (1 年 6 か月))
	従事した期間の合計		6 年 6 か月

当該実習施設での該当する職歴を記載してください。記載がない場合、着任状況をお伺いします。

心理に係る内容のみ記入。内容がわかるように記入してください。

(注3) ②であれば5年以上かを要確認。重複する期間は計上しないでください。

8. 実習施設に関する書類

8-3 実習施設承諾書

実習施設承諾書

鏡文よりも前の日付となっているか。
原本は大学において保管。写しを提出。

誤りがないか要確認。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇大学長 殿

法人名も含め、正しい名称の記載を依頼して下さい。
(施設名が変更となった場合の突合作業のため)
押印は不要です。

法人本部の所在地と実習場所の住所が異なる場合、どちらもわかる形として下さい。確認申請書(変更届)には、実習場所の住所を記載してください。

実習施設
の 名 称

所 在 地

代 表 者

当施設は、〇〇〇大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

誤りがないか要確認。

8. 実習施設に関する書類
8-4 実習施設承諾書（記載例）

実習施設承諾書

令和3年9月1日

〇〇〇大学長 殿

実習施設	〇〇法人〇〇
の名称	〇〇病院
所在地	東京都〇〇区〇〇1-1-1 (実習場所)
	東京都△△区〇〇2-2-2
代表者	〇〇 〇〇

当施設は、〇〇〇大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

9. 実習演習計画

9-1 実習演習計画提出前チェックリスト

* チェックリスト *

(心理演習・心理実習)・・・大学等

- ①心理実習において、実習指導者の員数が、同時に指導を行う学生 15 人につき一人以上となっているか。
- ②通知別表 1 の「大学における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているか。
- ③心理実習において、実習担当教員による巡回指導が、実習期間中、概ね週 1 回以上定期的に行われているか。
- ④心理実習の時間は、80 時間以上となっているか。
- ⑤心理実習において、医療機関（病院又は診療所。）での実習が含まれているか。

(心理実践演習)・・・大学院

- ①実習指導者の員数が、同時に指導を行う学生 5 人につき一人以上となっているか。
- ②通知別表 2 の「大学院における必要な科目名」欄の科目ごとの「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれているか。
- ③実習担当教員による巡回指導が、実習期間中、概ね週 1 回以上定期的に行われているか。
- ④時間が、450 時間以上となっているか。
- ⑤担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間が計 270 時間以上（うち、学外施設における当該実習時間が 90 時間以上）となっているか
- ⑥医療機関における実習が含まれているか。

9. 実習演習計画

9-2 実習演習計画（記載例）

〇〇大学〇〇学部〇〇学科

実習演習計画

演習計画書

科目名

「心理演習」

対象

学部3年次

実施場所

〇〇大学〇〇キャンパス

期間

学部3年次4月より翌年3月までの1年間

（令和3年4月より開始）

教員数・受入可能人数

実習演習担当教員は2名であり、大学において、教授、准教授、講師又は助教としての心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する。学生の受入可能人数は30名であり、教員1名につき担当する学生が15名以内となるよう、同一内容の演習科目を2コマ分開講する予定である。

対象の学部3年次生が1年次に実施したアンケートにおいて、「心理演習」の受講希望者は30名に満たない状況であった。このため、「心理演習」の受入人数が30人でも当面对応できる見込みである。同様のアンケートは毎年実施しており、受講希望者が増加した場合には、実習演習担当教員の拡充など体制の強化もしていく考えである。その一方、大学院への進学を考えている学生のフォローなど出口を見据えた指導を行う、適切な規模での学生受け入れを引き続き検討していく。

演習内容

90分の授業を15回実施する。また、各授業回の内容を踏まえた課題を適宜課し、公認心理師に必要な知識及び技能の基本的な水準の修得を目指す。

各回の授業では、具体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、かつ、事例検討を通し後述の内容を取り上げる。

（依頼事項、留意点）

- 通知で示している「含まれる事項」に掲げられる内容以上のものが含まれている必要がある。
- 「含まれる事項」に該当する部分には、下線を引く。
- 計画の内容は、具体的に記入する。
- 施設での実習時間が極端に短くなっていないか。
- 確認申請書、実習施設承諾書などとの記載と整合性がとれているか。

演習内容（具体的内容）

具体的には、以下の内容で公認心理師に必要な基本的知識及び技能を修得させていく。

1. （ア）心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得のうち、（1）コミュニケーション、（3）心理面接に関しては、…。
2. （ア）心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得のうち、（2）心理検査に関しては、…。
3. （ア）心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得のうち、（4）地域支援に関しては、…。
4. （イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成に関しては、…。
5. （ウ）心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチに関しては、…。
6. （エ）多職種連携及び地域連携に関しては、
7. （オ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解に関しては、…。

各回の内容については添付資料のシラバスを参照。

実習計画書

科目名

「心理実習」

対象

学部4年次

実施場所

〇〇大学〇〇キャンパス

期間

学部4年次4月より翌年3月までの1年間

（令和4年4月より開始）

教員数・受入可能人数

実習演習担当教員は10名であり、大学において、教授、准教授、講師又は助教としての心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する。学生の受入可能人数は30名とし、きめ細やかな指導ができるよう設定した。2名のメインとなる教員を配置し、その他8名については、実習施設への引率・巡回指導のサポートを行う。

対象の学部4年次生が1年次に実施したアンケートにおいて、「心理実習」の受講希望者は30名に満たない状況であった。このため、「心理実習」の受入人数が30人でも当面对応できる見込みである。同様のアンケートは毎年実施しており、受講希望者が増加した場合には、実習演習担当教員の拡充など体制の強化もしていく考えである。その一方、大学院への進学を考えている学生のフォローなど出口を見据えた指導を行う、適切

な規模での学生受け入れを引き続き検討していく。

実習施設（計 10 施設）

いずれの施設についても、実習生の受入れと実習内容についての承諾を得ている。なお、当該施設からの承諾については、別添の「実習施設承諾書」のとおりである。

保健医療分野（2 施設） ※いずれも医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院又は診療所

(1) ○○法人○○ ○○病院

30 名受入れ可能。実習時間 13 時間（見学時間 7 時間、事前事後指導 6 時間）

(2) ○○法人○○ ○○診療所

30 名受入れ可能。実習時間 6 時間（見学時間 3 時間、事前事後指導 3 時間）

福祉分野（2 施設）

(3) ○○法人○○ 児童福祉施設○○

30 名受入れ可能。実習時間 6 時間（見学時間 3 時間、事前事後指導 3 時間）

(4) ○○法人○○ 児童福祉施設○○

30 名受入れ可能。実習時間 6 時間（見学時間 3 時間、事前事後指導 3 時間）

教育分野（2 施設）

(5) 学校法人○○学園 ○○中学校

30 名受入れ可能。実習時間 13 時間（見学時間 7 時間、事前事後指導 6 時間）

(6) ○○市立○○特別支援学校

30 名受入れ可能。実習時間 13 時間（見学時間 7 時間、事前事後指導 6 時間）

司法・犯罪分野（2 施設）

(7) ○○学園（少年院）

30 名受入れ可能。実習時間 6 時間（見学時間 3 時間、事前事後指導 3 時間）

(8) ○○少年鑑別所

30 名受入れ可能。実習時間 10 時間（見学時間 5 時間、事前事後指導 5 時間）

産業・労働分野（2 施設）

(9) ○○株式会社カウンセリングセンター

30 名受入れ可能。実習時間 13 時間（見学時間 7 時間、事前事後指導 6 時間）

(10) ○○少年鑑別所

30 名受入れ可能。実習時間 6 時間（見学時間 3 時間、事前事後指導 3 時間）

実習時間

計 92 時間（見学時間 48 時間、事前事後指導 44 時間）

上記の施設については、いずれも 30 名が受入れ可能である。30 名全員について、計 92 時間の学習時間を確保する予定である。なお、各施設における実習内容の詳細は後述のとおりである。

実習指導・巡回指導

上記（１）～（９）の施設においては、１施設につき２名の実習指導者（いずれも公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）第 2 条各号に掲げる行為の業務に 5 年以上従事し、又は従事した経験を有する者で、本学が適当と認める者である。）が実習指導を行う。

上記（10）の施設においては、１回につき 15 名までのグループにそれぞれグループ分けし、１名の実習指導者が実習指導を行う。

また、学外実習においては、週 1 回以上（5 回に 1 回以上）実習担当教員による巡回指導を行う。

実習内容（概要）

実習生が、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について、主要 5 分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習担当教員による指導を受ける内容とした。

医療機関での実習も計画している。

また実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行うよう計画した。

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

（イ）多職種連携及び地域連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

次ページ以降分野ごとの実習内容。

各回の内容については添付資料のシラバスを参照。

保健医療分野における心理実習の内容

保健医療分野（2施設） ※いずれも医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所

（1）〇〇法人〇〇 〇〇病院

30名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

（2）〇〇法人〇〇 〇〇診療所

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計19時間（見学時間10時間、事前事後指導9時間）

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

（イ）多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

（ウ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

福祉分野における心理実習の内容

福祉分野（2施設）

(3) ○○法人○○ 児童福祉施設○○

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

(4) ○○法人○○ 児童福祉施設○○

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計12時間（見学時間6時間、事前事後指導6時間）

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

（イ）多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

（ウ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

教育分野における心理実習の内容

教育分野（2施設）

(5) 学校法人〇〇学園 〇〇中学校

30名受入れ可能。実習時間 13 時間（見学時間 7 時間、事前事後指導 6 時間）

(6) 〇〇市立〇〇特別支援学校

30名受入れ可能。実習時間 13 時間（見学時間 7 時間、事前事後指導 6 時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計 26 時間（見学時間 14 時間、事前事後指導 12 時間）

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

（イ）多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

（ウ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

司法・犯罪分野（2施設）

（7）〇〇学園（少年院）

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

（8）〇〇少年鑑別所

30名受入れ可能。実習時間10時間（見学時間5時間、事前事後指導5時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計16時間（見学時間8時間、事前事後指導8時間）

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

（イ）多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

（ウ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

産業・労働分野における心理実習の内容

産業・労働分野（2施設）

(9) ○○株式会社カウンセリングセンター

30名受入れ可能。実習時間13時間（見学時間7時間、事前事後指導6時間）

(10) ○○少年鑑別所

30名受入れ可能。実習時間6時間（見学時間3時間、事前事後指導3時間）

施設での実習内容

①…。

②…。

③…。

実習時間 計19時間（見学時間10時間、事前事後指導9時間）

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチについては、…で学ぶ。

（イ）多職種連携及び地域連携については、…で学ぶ。

（ウ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、…で学ぶ。

以上

10. Q & A

Q & A

Q 科目名の一部を変更したいのですが、変更届を提出しなくてはなりませんか。

A 科目名の一部を変更する場合についても変更届を提出してください。変更する科目名には下線を引いてください。

Q 学部の「心理実習」において、実習指導者が当該心理実習中に実習生を指導することが困難なため実習演習担当教員のうち、心理実習を担当する教員（実習担当教員）が実習施設において実習生を指導する予定です。その場合確認申請書にどのように記載すれば良いですか。

A 「実習担当教員が担当」と記載いただくか、実習担当教員の氏名を記載し、「※」で実習担当教員であることがわかるように注を付して下さい。

Q 「心理演習」の実習演習担当教員が、「心理実習」科目も担当することとなりました。再度教員調書の提出は必要ですか。

A 必要ありません。

Q 学科名やコース名が変わった場合、変更届は提出しますか。

A 学科名の変更は変更届を提出してください。

コース名は元々確認申請書に記載いただいていた場合は、変更届を提出してください。

Q 確認申請書の実習施設の名称を記載するところがありますが、法人名も記載しますか。

A 法人名および実習施設名を記載してください。（実習施設の名称が変更となった場合に突合作業を行うため。）

11. 連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課公認心理師制度推進室

TEL:03-5253-1111 (内 3112)

Mail : (koninshinrishi@mhlw.go.jp)